

単価契約書（案）

- | | | |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | 件 名 | 令和8年度 近畿農政局レンタカー賃貸借（単価契約） |
| 2 | 仕 様 | 別添仕様書のとおり |
| 3 | 契 約 単 価 | 別紙単価表のとおり |
| 4 | 契 約 期 間 | 契約締結日から令和9年3月31日まで |
| 5 | 履 行 場 所 | 別添仕様書のとおり |
| 6 | 契約保証金 | 免 除 |

上記件名について、支出負担行為担当官近畿農政局長 志知 雄一（以下「発注者」という。）と、
（以下「受注者」という。）との間において、上記各項及び次の条項により単価契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第1条 受注者は、この契約に定める条項に従い受注者の所有する頭書仕様に基づく車両（以下「車両」という。）を発注者に貸出し、発注者は、その対価として料金を支払うものとする。

（契約保証金）

第2条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 受注者がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、発注者に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、発注者は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

（1）発注者は、受注者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。

（2）受注者から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）は、譲渡対象債権を前

項ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 発注者は、受注者による売掛債権の譲渡後も、受注者との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら受注者と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 前項の場合において、譲受人が発注者に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

4 第1項ただし書に基づいて受注者が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、発注者が行う弁済の効力は、発注者が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(仕様書等の疑義)

第4条 受注者は、仕様書等に疑義がある場合には速やかに発注者に通知し、その指示を受けなければならない。

(再委託)

第5条 受注者は、業務を履行するにあたって、業務の全部を一括して、又は主たる部分を再委託してはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

2 受注者は、効率的な履行を図るため、業務の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性について記載した書面を発注者に提出し、発注者による承認を受けなければならない。なお、原則として契約金額に占める再委託金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内とする。

3 再委託の事項を変更する場合についても、前項の規定を準用する。

4 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以内である場合には、軽微な再委託として第2項の規定は、適用しない。

(申込み)

第6条 発注者又は発注者の指定した職員は、車両を借入れようとする場合、使用者、数量、期間その他必要な事項を記載した発注書を作成し、借入れの1営業日前までにこれを受注者に交付して借入れを指示するものとする。

2 受注者は前項に定める発注書の交付を受けた場合は、当該発注書に従い、車両を貸出しするものとする。このとき、天災地変その他やむを得ない事由を除き、受注者の責に帰すべき事由で貸出しできない場合、発注者は、予定数量に契約単価を乗じて得た額の5パーセントに相当する額を違約金として請求することができるものとする。

(自動車の保守)

第7条 受注者は、適切に整備された車両を貸出すものとする。

- 2 発注者は、借入れた車両に不具合があったとき、又は整備不良箇所を発見したときは、その使用を中止し、受注者にその旨を申出るものとする。
- 3 受注者は、前項の申出を受けたときは、発注者の業務に支障が生じないように直ちに代替車両を用意する等の措置を講ずるものとする。このとき、必要となる経費は全て受注者の負担とする。
- 4 受注者は、車両の貸出しにあたり、発注者又はその他の者に対し損害を与えた場合は、その損害について賠償しなければならない。

(自動車の管理等)

第8条 発注者は、善良なる管理者の注意をもって、車両を使用するものとする。

- 2 車両に事故が発生した場合、次により事故処理を行い、その解決にあたるものとする。
 - (1) 発注者は、法令に定められた処置をするとともに受注者に事故報告を行い、受注者の指示に従うものとする。
 - (2) 事故後、発注者が代替の車両を必要とする旨を申出た場合、受注者は発注者に対し速やかに代替の車両を貸出すものとする。
 - (3) 発注者は、事故に関し、第三者との間に受注者が不利益になる協定をしてはならないものとする。
 - (4) 事故に関する補償は、仕様書に定められた保険で対応するものとする。
 - (5) 発注者が車両を使用中、第三者との間に紛争が生じた場合、発注者の責においてその紛争を処理、解決にあたるものとするが、発注者が要請したとき、受注者は、その紛争の処理、解決に協力するものとする。

(検査)

第9条 受注者は、貸出した車両が返還されたときは、発注者に通知するものとし、検査のために発注者が任命した者（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 検査職員は前項の通知の提出があった日から10日以内に検査を完了しなければならない。

(賃貸借料の請求及び支払い)

第10条 受注者は、前条に定める検査職員の検査に合格したときは、貸出した車両1か月分の数量を取りまとめ頭書に定める契約単価を乗じて得た金額を発注者に請求するものとする。この場合、1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項に定める適正な支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に支払うものとする。ただし、受注者が提出した支払請求書に不備があり、これを返付した場合は、返付した日から受注者の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、約定期間に算入しないものとする。

(支払遅延利息)

- 第11条 発注者は、約定期間内に料金を受注者に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を、遅延利息として受注者に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に参入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の遅延利息の額が100円未満であるときは、支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(契約不適合責任)

- 第12条 発注者は、履行された業務内容が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、業務内容の修補による履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第13条 発注者は、次条又は第14条の規定によるほか、発注者の都合により必要があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして警備であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく、履行期日を過ぎても業務に着手しないとき。

- (2) 正当な理由なく、第12条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) この契約の履行に関し、受注者又はその代理人、使用人に不正又は不誠実行為があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、受注者がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 受注者に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (6) 受注者が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、受注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 債務の不履行が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第12条に規定する契約不適合があるとき。
- (2) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(違約金)

第18条 受注者は、第12条又は第13条の規定により、この契約の全部又は一部を解除された場合は、違約金として契約期間中の予定台数から実使用台数を差引いた数量に契約単価を乗じて得た額の100分の10に相当する額を発注者に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。

2 前項の規程は、発注者に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(受注者の解除権)

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第21条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第13条又は第19条の規定によりこの契約が解除されたとき

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(談合等の不正行為に係る解除)

第22条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条

又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第23条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 受注者は、前項(4)に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10に相当する額のほか、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項(2)に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項(4)に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(賃貸借料の変更)

第24条 経済情勢の変動等により、賃貸借料が著しく不適當であると認められるときは、発注者、受注者協議してこれを変更することができる。

(属性要件に基づく契約解除)

第25条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要

せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第26条 発注者は、受注者自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

（表明確約）

第27条 受注者は、前2乗各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約に関する契約解除）

第28条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契

約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第29条 発注者は、第25条、第26条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合には、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第25条、第26条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第30条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争の解決)

第31条 この契約に関する紛争は、発注者所在の地方裁判所の管轄に属するものとする。

(その他)

第32条 この契約に定めのない事項のうち、レンタカーに関する事項については、受注者が定める貸渡約款を適用するものとする。

(協議)

第33条 この契約書に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じた場合は、発注者、受注者協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
支出負担行為担当官
近畿農政局長 志知 雄一

受注者

別 紙

単 価 表

単位:円

車 種	利 用 区 分	金 額 (税抜)	消費税及び地方消費税額の額
小型乗用自動車 排気量:1000cc～1300ccクラス 定員 :5名 AT車(カーナビゲーション搭載車)	24時間料金(※1)		
	延長料金(※2)		
小型乗用自動車 排気量:1500ccクラス 定員 :5名 AT車(カーナビゲーション搭載車)	24時間料金(※1)		
	延長料金(※2)		
小型乗用自動車 排気量:2000ccクラス 定員 :8名 AT車(カーナビゲーション搭載車)	24時間料金(※1)		
	延長料金(※2)		
スタッドレスタイヤ(1回毎)			
4WD(四輪駆動車)			

(※1) 24時間料金とは、発注者が予約時に受注者に明示した時間内のことをいい、最大で借受時から返却時まで24時間以内とする。

(※2) 24時間を超えた場合の1時間毎の延長単価とするが、延長した時間×延長料金単価により算出した料金が、(※1)の区分に当てはめた場合の料金を上回る場合は、延長料金は(※1)による料金とする。